

予防接種実施規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一期予防接種の初回接種）</p> <p>第九条 ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。</p> <p>257 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>（第一期予防接種の初回接種）</p> <p>第九条 ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日から五十六日までの間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日から五十六日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。</p> <p>257 (略)</p> <p>8 前各項の規定に基づき第一項に規定する間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二の表ジフテリア若しくは破傷風の項の予防接種の対象者欄第一号に規定するもの又は百日せき若しくは急性灰白髄炎の予防</p>

第四章 日本脳炎の予防接種

(第一期予防接種)

第十四条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後六月以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

(削除)

接種の対象者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前各項の規定による第一項に規定する間隔をおいたものとみなす。

第四章 日本脳炎の予防接種

(第一期予防接種)

第十四条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日から二十八日までの間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。

3 前二項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかに発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号に規定する者であつて当該事由が

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 Hib感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間に ある者	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日(医師が必要と認めるときは、二十日)以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間に	生後十二月に至るまでの間に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日(医師が必要と認めるときは、二十日)以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量

消滅した後速やかに接種したときは、前二項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

第六章 Hib感染症の予防接種

(接種の方法)

第十七条 Hib感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間に ある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日(医師が必要と認めるときは、二十日)から五十六日までの間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間に	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日(医師が必要と認めるときは、二十日)から五十六日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五

ある者	は、毎回〇・五ミリリットルとする。
(略)	(略)

2 Hib感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種終了後七月以上の間隔において、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。ただし、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者が、前項の初回接種を終了せずに生後十二月を超えた場合は、前項の初回接種に係る最後の注射終了後二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔において、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(削除)

ある者	ミリリットルとする。
(略)	(略)

2 Hib感染症の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種終了後七月から十三月までの間隔において、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 前二項の規定に基づき前二項に規定する間隔においているに、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表Hib感染症の項の下欄に掲げる者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前二項の規定による接種の間隔をおいたものとみなす。

3 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二第二項に規定するところにより、H i b感染症の予防接種を受けることができなかつたと認められ、H i b感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至つた日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

（接種の方法）

第十八条 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後二十四月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、生後十二月を超

4 令第一条の二第二項に規定するところにより、H i b感染症の予防接種を受けることができなかつたと認められ、H i b感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至つた日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第七章 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

（接種の方法）

第十八条 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	生後十二月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

	<p>えて第二回目の注射を行った場合は、第三回目の注射を行わないものとする。</p>
<p>初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者</p>	<p>生後二十四月に至るまでの間に、沈降十価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔を以て二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。</p>
(略)	(略)

2・3 (略)

第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

(接種の方法)

第十九条 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の初回接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔を以て二回筋肉内に注射した後、一回目の注射から五月以上かつ二回目の注射から二月半以上の間隔を以て一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔を以て二回筋

<p>初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者</p>	<p>生後十三月に至るまでの間に、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを二十七日以上の間隔を以て二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。</p>
(略)	(略)

2・3 (略)

第八章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

(接種の方法)

第十九条 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の初回接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月から二月半までの間隔を以て二回筋肉内に注射した後、一回目の注射から五月から十二月までの間隔を以て一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔を以て二回筋肉内に注射

肉内に注射した後、三月以上の間隔を以て一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

(削除)

附則

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第五条 (略)

2 (略)

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日以上の間隔を以て乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後六月以上の間隔を以て乾燥細胞培養日本脳

した後、三月以上の間隔を以て一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

2 前項の規定に基づき同項に規定する間隔を以ている間に、明らかかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二第一項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項の下欄に掲げる者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、前項の規定による接種の間隔を以いたものとみなす。

附則

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第五条 (略)

2 (略)

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔を以て乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養

炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 (略)

(削除)

日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 (略)

6 第三項及び第四項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等のやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令附則第四項において読み替えて適用する令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であって当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとなす。

(東日本大震災による特例)

第六条 第九条第一項から第七項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をおいている間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかつた者については、当該者が令第一条の二の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの予防接種の対象者であって当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいた

(削除)

第六條 (略)
(急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例)

ものとみなす。

2 第十四條第一項又は前條第三項の規定に基づき接種の間隔をおいている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者欄第一号に規定する者(当該者が特例対象者である場合は、令附則第四項による読替後の同欄に規定する者)であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

第七條 (略)
(急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例)